

第3期

那須塩原市発達支援システム推進計画

概要版

子どもの生きる力をはぐくむ

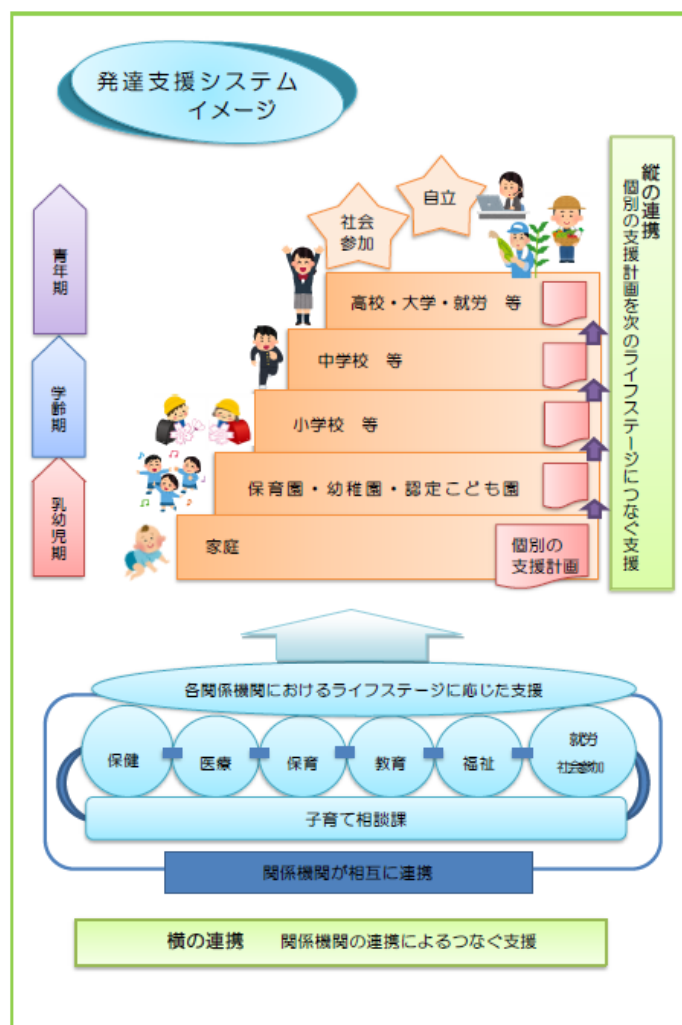
～切れ目のない一貫した発達支援をめざして～



令和5（2023）年4月
那須塩原市

1 発達支援システムとは

本市では、平成28年3月に、出生から20歳までの発達に支援が必要な子どもと保護者に対して、一貫したつなぐ支援を提供できる仕組みを構築するための「発達支援システム」を策定いたしました。発達に支援が必要な子どもと保護者に対して、乳幼児期から学齢期、青年期において、各ライフステージにおいて関係機関から提供される個別の支援計画を次のライフステージで支援を行う関係機関に切れ目なく引き継いでいく「縦の連携」による支援と、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関がそれぞれの役割において支援を行い、かつ相互に連携し合うことで、よりニーズに合った適切な支援を提供する「横の連携」による支援により、一貫した支援を提供するための仕組みです。



縦の連携

個別の支援計画によるつなぐ支援

個別の支援計画とは、社会参加や自立が可能になることを目指して各ライフステージにおいて提供される支援内容をまとめたものを指します。子育て相談課は、ライフステージが変わっても切れ目なく支援が提供できるよう、個別の支援計画を確実につないでいきます。

横の連携

関係機関との連携・つなぐ支援

発達に支援が必要な子どもに対して、各関係機関がそれぞれの役割において提供する支援内容に関する情報共有や個別の支援計画を切れ目なく引き継ぐため、子育て相談課が中心となり、保健・保育・福祉・教育・就労・社会参加などに関わる市の関係課や医療機関・療育機関・国や県の機関と連携を図ることにより、包括的な支援体制を推進します。

2 利用できる方

- 那須塩原市に住所があり、発達に支援が必要な0歳から20歳までの方とその保護者が対象です。
- 診断の有無は問いません。
- 個別の指導計画や支援内容などを関係する機関において情報共有されることについて、保護者（原則として中学生以上は本人も）の同意が必要です。

3 計画の基本的な考え方

基本理念

子どものライフステージに応じて、切れ目のない一貫した支援を提供し、一人ひとりの子どもがもつ『生きる力』を地域全体で『はぐくむ』ことを目指します。

「子どもの生きる力をはぐくむ」 ～切れ目のない一貫した発達支援をめざして～

施策の方向性

本計画では、基本理念『子どもの生きる力をはぐくむ』に基づき、切れ目のない一貫した発達支援をめざして、『気づく』『はぐくむ』『つなぐ』『支える』の4つの施策の方向性の下に、具体的施策を展開します。

施策の方向性1

気づく（早期発見・早期支援）

発達の特徴に早期に気づき、子ども・保護者・家族に対し適切な支援を開始します。

施策の方向性2

はぐくむ（特性の理解と適切な関わり）

発達の段階や一人ひとりの個性・能力に応じ、配慮された支援の実施及び支援者の理解と専門性の向上を図ります。

施策の方向性3

つなぐ（関係機関の連携・支援）

成長に伴う情報の集約と蓄積を図り、ライフステージにおいて、切れ目のない一貫した支援ができるよう関係機関が協働・連携できる体制の整備を推進します。

施策の方向性4

支える（地域の支援・基盤の充実）

発達の特徴を理解し、子ども・保護者・家族を地域社会で支え、共に生きる支援体制の充実を図ります。



4 新規・充実事業

計画の基本理念に基づき、施策を実施するとともに、前計画の評価と本市の現状から抽出した課題に対応するため、新たな事業を追加することで事業の更なる充実に取り組みます。

充実 多職種協働による相談支援事業 はぐくむ

心理職や保健師、保育士、教員など、多職種協働チームによる相談支援により、子どもにかかる支援の充実を図る。



充実 相談窓口周知事業 つなぐ

支援を求める人が相談先に迷うことなく相談することが出来るよう、相談窓口などを掲載したパンフレットを配布し、早期からの支援に結びつける。

充実 つなぐ支援の体制整備・充実事業 つなぐ

つなぐ支援の引継ぎ方法や支援情報の活用・運用方法について、体制の整備と充実を図る。特に中学校卒業から就労に至るまでのつなぐ支援のあり方について関係機関と協議を行う。

新規 保護者支援事業 支える

子育てのヒントとなる情報提供や、保護者同士が情報交換や交流できる場の設置など、保護者支援の充実を図る。



充実

発達支援システムの周知・支援体制充実事業 支える

関係機関（行政、医療、福祉サービス事業所、企業等）に発達支援システムを周知し、発達支援に関する連携を強化し、支援体制の充実を図る。さらに、市民に対し発達支援システムを周知することにより、地域社会で支える機運を醸成する。

5 計画の位置付け・期間

本計画は、「第2次那須塩原市総合計画」と部門別計画「第4期那須塩原市地域福祉計画」「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」を上位計画とした、発達支援推進のための個別計画です。

計画の期間は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行います。

6 計画の推進体制・進行管理

計画の推進に当たっては、4つの体制を基本に、家庭、地域、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、医療・療育機関、行政等の関係機関と連携強化を図り、発達に必要な子どもと保護者に対して、切れ目のない一貫した支援が提供できるよう様々な施策を計画的・総合的に推進します。

4つの体制

発達支援アドバイザー ・ 発達支援体制協議会 ・ 実務者会議 ・ 庁内関係課会議

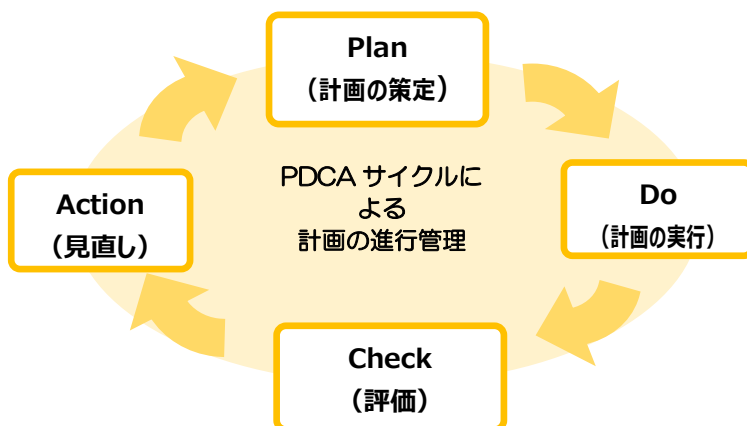
発達支援アドバイザー

那須塩原市発達支援システムの運用について、医療・教育・療育等、総合的な指導、助言を得る目的で、発達支援アドバイザーを設置しています。

計画の進行管理

PDCAサイクルの考えをもとに、計画における各取組の進捗状況について評価し、計画を推進するものとします。

本計画は、計画の進捗状況などの評価結果により、必要に応じて計画の見直しを行います。



第3期那須塩原市発達支援システム推進計画 【概要版】

令和5（2023）年4月発行

発行 那須塩原市

編集 那須塩原市子ども未来部子育て相談課

〒329-2792

栃木県那須塩原市あたご町2番3号

TEL 0287-46-5538 FAX 0287-38-1515



那須塩原市 HP